

6 農 第 397 号
令 和 7 年 2 月 7 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東御市長 花岡 利夫

市町村名 (市町村コード)	東御市 (202193)	
地域名 (地域内農業集落名)	祢津地区 (新張、横堰、奈良原、出場、金井、新屋、東町、西宮、滝の沢、姫子沢)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・新張地区(新張・横堰)
水田農地は、既存の担い手で集積可能である。山沿いの農地は山林化が進んでいる。
- ・奈良原・滝の沢地区
畠地は、既存の担い手が一部耕作をしている。しかし、多くの水田農地・畠地は、傾斜地となっており、担い手による集積が困難である。
- ・御堂地区
担い手による集積・集約が完了している。
- ・出場・金井地区
出場地区的水田農地は、既存の担い手で集積可能である。金井地区的水田農地は、急傾斜地で水路も古く、構造改善されていないため、大規模な基盤整備等を行わなければ担い手農家への集積は困難である。
- ・東町・西宮・姫子沢地区
中山間地域等直接支払交付金の対象地である水田農地は、既存の担い手で集積が可能である。しかし、山側の地域は、水田農地・畠地共に形状が悪く、狭小な場所が多い。今後は、担い手が高齢になるとともに後継者不足が課題となっている。
- ・新屋地区
水田農地、畠地ともに既存の担い手が確保できている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・新屋地区・出場地区・新張地区については、水稻の担い手が確保できており、引き続き担い手への集約を進めしていく。
- ・東町地区を中心にワインぶどう農家が参入してきており、今後も担い手不在の農地や遊休地の活用を促していく。
- ・山際・谷筋にある農地は、保全・管理を行う区域とする。
- ・水田農地について、集積がある程度進んでいるため、今後は効率的に耕作が出るよう集約化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	436 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	436 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

現状担い手が耕作している農地及び地域計画の協議の場による話し合いの結果に基づき設定。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、集約面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員と東御市農業農村支援センターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域のニーズを踏まえた基盤整備(農道や水路の補修・面整備)に取り組んでいく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市や信州うえだ農業協同組合等と連携し相談から定着まで切れ目ない支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

信州うえだ農業協同の受託部会による農作業委託が行われている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

鳥獣害被害により耕作が困難な地域が出てきている。市の補助金を活用し電気柵・防除柵設置を進めていく。

②有機・減農薬・減肥料

有機JASに取り組む担い手がいる。

③スマート農業

水田農地において、農業用ドローンを用いて農薬散布している。

⑤果樹等

祢津御堂地域において約23haのワイン用ぶどう園地が整備された。御堂地域活用構想に基づき、ワイン振興に取り組んでいく。

⑦保全・管理等

中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業に取り組み、適正な農用地の維持管理を図る。

⑧農業用施設

祢津地域は、農業法人・イチゴ農家・野菜農家などの担い手が施設栽培に取り組んでいる。

⑨耕畜連携等

水稻の藁を畜産業者が回収し活用する仕組みが出来ている。